

改 正 後

(削除)

改 正 前

別表3 漁船の標準価額表

1 鋼 船

① 昭和42年4月1日以降において進水した漁船

イ 総トン数200トン未満のもの

さけ・ます 流網 捕 鯨	さけ・ますはえなわ かつお まぐろ(100トン未満) 巻網(運搬を除く。) 底引網(以西底引網を除く。) 北洋たらはえなわ	かつお・ま ぐろ(100 トン以上)	運 搬	内海、内湾、内水面 において操業する漁 船で特に構造簡易な もの(20トン未満)	以西底引網 そ の 他
620,000 円	550,000 円	500,000 円	300,000 円	220,000 円	420,000 円

ロ 総トン数200トン以上のもの

底引網(600トン未満、た だし以西底引網を除く。) 巻網(運搬を除く。) 捕 鯨	かつお・まぐろ(600トン 未満) 底引網(600トン以上) 以西底引網	かつお・まぐろ(600ト ン以上)	運 搬 そ の 他
500,000 円	420,000 円	360,000 円	300,000 円

② 昭和42年3月31日以前において進水した漁船

イ 総トン数200トン未満のもの

捕鯨、底引網(以西底引網を除 く。) かつお・まぐろ、さけ・ます流網 巻網(運搬を除く。)	運 搬	以西底引網 そ の 他
400,000 円	270,000 円	300,000 円

ロ 総トン数200トン以上のもの

捕鯨、底引網、かつお・まぐろ	運 搬 そ の 他
360,000 円	280,000 円

改正後

改正前

- (注) 1 上記各表の価額は、船齢1年未満の価額の漁船の船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数1トン当たりの価額である。
- 2 総トン数200トン未満の底引網漁船及び巻網漁船(網船)で、主要漁ろう装置が油圧駆動方式によるものは、それぞれの適用表の価額に、その価額の100分の10に相当する金額を加算した金額とすることができる。

2 木 船

① 総トン数20トン以上の動力漁船

イ 昭和42年4月1日以降において進水したもの

さけ・ます流網	まぐろはえなわ さけ・ますはえなわ かつお釣、さば釣 たらはえなわ	底引網 巻網(網船) 刺網、敷網	巻網(網船を除く。) 運搬 その他
560,000円	500,000円	440,000円	300,000円

ロ 昭和42年3月31日以前において進水したもの

かつお釣、さば釣 さけ・ます流網 捕鯨	底引網、まぐろはえなわ 巻網(網船) たらはえなわ 刺網、敷網	巻網(網船を除く。) 運搬 その他
360,000円	350,000円	240,000円

(注) 上記各表の価額は、船齢1年未満の漁船の船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数1トン当たりの価額である。

② 総トン数20トン未満の動力漁船及び無動力漁船

イ 昭和42年4月1日以降において進水したもの

20トン未満の動力漁船		無動力漁船
全漁業 (ただし、右欄に掲げるものを除く。)	内海、内湾、内水面において操業する漁船で特に構造簡易なもの	
300,000円	250,000円	100,000円

改正後

改正前

ロ 昭和42年3月31日以前において進水したもの

20トン未満の動力漁船	無動力漁船
200,000円	70,000円

(注) 上記各表の価額は、船齢1年未満の漁船の船体及び主機関を含めた総トン数1トン当たりの価額である。

(備考) 別表3における船体、機関とは、次の意義による。

1 船体

船体とは、船殻、船体ぎ装（横だ装置、揚びようけい留装置、タンク類、配管装置、防熱装置、居住衛生設備その他の船体ぎ装をいう。ただし、オートパイロット及び上記各装置・設備と直結しない電動機を除く。）、備品・属具（船舶安全法による法定及び法定外の備品・属具をいう。ただし、別表4漁船の基礎単価表に掲げる航海機器を除く。）、機関室ぎ装（カウンター回り、ポンプ配管装置、その他の機関室ぎ装をいう。）、電気設備（配電盤、変圧器、整流器、蓄電池、船内の電線、電気器具及び電気配線装置をいう。）、救命設備、消防設備、漁ろう設備（漁ろう用の機器及びその器具をいう。ただし、探鯨機、魚群探知機、漁ろう用発電機及び漁ろう設備と直結しない電動機を除く。）、ろ、かい及び無線設備、発電機、電動機のうち、その出力で別表4漁船の基礎単価表の3の「その他の設備」に掲げるそれぞれの設備の記載出力に満たないものすべてをいう。

2 機関

- ① 主機関とは、主機関本体に推進装置、伝達逆転装置、遠隔操縦装置、主機関始動用空気圧縮機及びその専用原動機等並びに船舶安全法による法定又は法定外の機関備品・属具を含めたものをいう。
- ② 補機関（主機関始動用空気圧縮機の専用原動機である補機を除く）とは、補機関本体にその附属品を含めたものをいう。

改正後

(削除)

改正前

別表4 漁船の基礎単価表

1. 船 体

項目	漁業種類	トン数区分	単 価
鋼	さけ・ます、捕鯨、かつお・まぐろ 底引網（以西底引網を除く。） 巻網（運搬を除く。）	200トン未満	410,000 ～ 260,000 円
		200トン以上	300,000 ～ 210,000
船	以西底引網、運 搬、その他	200トン未満	290,000 ～ 220,000
		200トン以上	250,000 ～ 180,000
	20トン未満の特に構造簡易な漁船	20トン未満	200,000 ～ 90,000
木	さけ・ます、まぐろはえなわ、かつ お釣、さば釣、たらはえなわ、捕鯨 底引網、巻網（網船） 刺網、敷網	20トン以上	310,000 ～ 190,000
		20トン以上	260,000 ～ 180,000
	運 搬、そ の 他	20トン以上	210,000 ～ 140,000
船	全 漁 業	20トン未満	220,000 ～ 70,000
	全 漁 業	無 動 力 船	130,000 ～ 50,000

(注) 1 上表の単価は総トン数1トン当たりの価額である。

2 船体の意義については、別表3の(備考)の1を参照する。

2. 機 関

項 目	馬 力 数	単 価	
		過 給 機 な し	過 給 機 つ き
ディーゼル機関	60 P S 未満	40,000 ～ 25,000 円	— 円
	60 P S 以上	35,000 ～ 22,000	31,000 ～ 18,000
焼 玉 機 関		28,000 ～ 23,000	—
電 着 機 関		22,000 ～ 18,000	—

改正後

改正前

項目	機関年齢	単 価	機関年齢	単 価
船外機	1年未満	25,000 ~ 15,000 円	2年以上 3年未満	5,000 ~ 3,000 円
	1年以上 2年未満	12,000 ~ 7,000	3年以上	2,500 ~ 1,500

- (注) 1 上表の単価は、漁船法による1馬力当たりの主機関の価額である。
 2 補機関は、上表の単価の100分の80に相当する金額とする。
 3 可変ピッチ推進器を有するものは、上表の単価に8,000円を加算した価額とする。
 4 機関の意義については、別表3の(備考)の2を参照する。

3 その他の設備

項目	種 類	単 価		備 考
		電 信	電 話	
無 線 設 備	出 力	電 信	電 話	1 1台当たりの価額である。 2 補助送信機を有するものは、その補助出力に応ずる左表単価の100分の50に相当する金額を加算する。
	10 W	— 円	550,000 円	
	25 ~ 35	500,000	800,000	
	50 ~ 100	800,000	850,000	
	125 ~ 150	1,300,000	—	
	250	2,400,000	—	
超短波無線 電 話	27メガサイクル		150メガ サイクル	
	DSB方式	SSB方式		
1 ~ 3 W	120,000 円	— 円	200,000 円	
	—	430,000	250,000	
	200,000	450,000	350,000	
	300,000	—	500,000	

改正後

改正前

項目	種類	単価	備考
魚群探知機	小型記録式(測深能力1,000メートル以浅)	150,000 ^円	1台当たりの価額である。
	中型記録式(測深能力1,000メートル超深)	350,000	
	2周波記録式(1周波記録映像式を含む。)	600,000	
	2周波記録映像式	800,000	
方向探知機	簡易型	360,000	同上
	自動型	600,000	
	超短波用	400,000	

項目	種類	単価	備考
レイド	ブラウン管直径7インチ	1,350,000 ^円	1台当たりの価額である。
	" 10 " (最大測定距離30かいり未満)	1,500,000	
	" 10 " (最大測定距離30かいり以上)	2,200,000	
	" 12 "	3,200,000	
ローン		700,000	
ジコヤンイバロス	小型	1,600,000	
	中型	2,300,000	
	大型	3,000,000	
オパイロット	小型	700,000	
	中型	1,000,000	
	大型	2,000,000	
気象模写受信装置		650,000	同上
冷凍装置	冷凍能力2冷凍トン(RT)	1,300,000	1 1装置当たりの価額である。 2 冷媒がフロンの場合は、100分の15に相当する金額を加算する。 3 急速冷凍装置のあるものは、100分の10に相当する金額を加算する。
	" 5 "	2,200,000	
	" 15 "	3,300,000	
	" 25 "	5,000,000	
	" 50 "	8,000,000	

改 正 後

改 正 前

項目	直 流		交 流		備 考
	出 力	単 価	出 力	単 価	
発 電 機	3KWを超え7.5KWまで	円 230,000	3KWを超え7.5KWまで	円 310,000	1 左表の単価は、回転数900R/Mを標準とした1台当たりの価額である。 2 回転数1,200R/Mの場合には左表単価の100分の85に相当する金額とし、回転数1,800R/Mの場合には左表単価の100分の75に相当する金額とする。
	7.5 " 10 "	360,000	7.5 " 20 "	440,000	
	10 " 25 "	500,000	20 " 40 "	610,000	
	25 " 40 "	740,000	40 " 60 "	840,000	
	40 " 60 "	960,000	60 " 125 "	1,250,000	
	60 " 100 "	1,400,000	125 " 150 "	1,350,000	
	100 " 125 "	1,700,000	150 " 250 "	1,800,000	

項目	直 流		交 流		備 考
	出 力	単 価	出 力	単 価	
電 機	(3PS)(7.5PS) 2.2KWを超え5.5KWまで	円 210,000	(3PS)(7.5PS) 2.2KWを超え5.5KWまで	円 120,000	1 左表の単価は、回転数900R/Mを標準とした1台当たりの価額である。 2 回転数1,200R/Mの場合には左表単価の100分の85に相当する金額とし、回転数1,800R/Mの場合には左表単価の100分の75に相当する金額とする。
	(15PS)		(15PS)		
	5.5 " 11 "	310,000	5.5 " 11 "	170,000	
	(25PS)		(20PS)		
	11 " 19 "	460,000	11 " 15 "	250,000	
	(55PS)		(30PS)		
動 機	19 " 41 "	620,000	15 " 22 "	340,000	
	(75PS)		(55PS)		
	41 " 55 "	840,000	22 " 41 "	500,000	
	(135PS)		(75PS)		
機	55 " 100 "	1,250,000	41 " 55 "	750,000	
			(190PS) 55 " 140 "	1,120,000	

(注) 1 その設備の状況、端数金額の整理等のため必要がある場合には、上表の単価にその金額の100分の20の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額により評価することができる。
2 この基礎単価表に掲げていない設備については、第6章第1節に定めるところによって評価する。

改正後

(削除)

改正前

別表5 漁船の時価現有率表

経過年数		木船船体電気機器 (発電機、電動機を除く。)	鋼船船体機関 (発電機、電動機、冷凍機)	経過年数		木船船体電気機器 (発電機、電動機を除く。)	鋼船船体機関 (発電機、電動機、冷凍機)
		%	%			%	%
1年未満		100	100	13年以上	14年未満	25	43
1年以上	2年未満	90	94	14 "	15 "	22	40
2 "	3 "	81	88	15 "	16 "	20	37
3 "	4 "	72	82	16 "	17 "		35
4 "	5 "	65	77	17 "	18 "		33
5 "	6 "	58	72	18 "	19 "		31
6 "	7 "	52	68	19 "	20 "		29
7 "	8 "	47	63	20 "	21 "		27
8 "	9 "	42	59	21 "	22 "		25
9 "	10 "	38	56	22 "	23 "		23
10 "	11 "	34	52	23 "	24 "		22
11 "	12 "	31	49	24 "	25 "		21
12 "	13 "	28	46	25 "			20

- (注) 1 各項目について、現有率を記載していない高齢のものは、その最高齢の現有率を適用する。
 2 船体について大修理又は大改造をしたものについては、実地調査の上その程度に応じて経過年数をさかのぼらせて現有率を適用することができるものとする。
 3 別表3漁船の標準価額表に掲げる価額に適用する現有率は、木船の場合は、木船船体の現有率とし、鋼船の場合は、鋼船船体の現有率とする。
 4 合成樹脂船の船体については、当分の間、鋼船船体の現有率を適用する。
 5 船体及び機関の意義については、別表3の(備考)を参照する。